意見公募時原案との新旧対照表

緑字：意見を踏まえて修正
青字：その他必要な修正

新	旧（意見公募時原案）
第２　用語の定義等 　この要綱において使用する用語等は、それぞれ次に掲げる事項のとおりとする。 １　用語の定義 　この要綱において使用する用語は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、浄化槽法施行細則（昭和６０年千葉県規則第５８号）及び千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年千葉県条例第１９号。以下「保守点検条例」という。）で使用する用語の例による。	第２　用語の定義等 　この要綱において使用する用語等は、それぞれ次に掲げる事項のとおりとする。 １　用語の定義 　この要綱において使用する用語は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、浄化槽法施行細則（昭和６０年千葉県規則第５８号）及び千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年千葉県条例第１９号）で使用する用語の例による。
第８　浄化槽保守点検業者の責務 　浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を行うよう努めること。 １　単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。 ２　閉鎖性水域の流域等において高度処理型合併処理浄化槽の設置を助言すること。 ３　浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法、清掃及び法定検査について説明すること。 ４　法定検査を受検していない浄化槽管理者について、検査に係る手続の委託を受けること。 ５　浄化槽の保守点検の結果、故障又は異常があると認めた場合、機能に支障を生ずるおそれがあると認めた場合又は清掃を要すると判断した場合は、浄化槽管理者に報告するとともに、その対応について助言すること。 ６　浄化槽清掃業者との連携を図ること。	第８　浄化槽保守点検業者の責務 　浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を行うよう努めること。 １　単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。 ２　閉鎖性水域の流域等において高度処理型合併処理浄化槽の設置を助言すること。 ３　浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法、清掃及び法定検査について説明すること。 ４　法定検査を受検していない浄化槽管理者について、検査に係る手続の委託を受けること。 ５　浄化槽の保守点検の結果、故障又は異常があると認めた場合、機能に支障を生ずるおそれがあると認めた場合又は清掃を要すると判断した場合は、浄化槽管理者に報告するとともに、その対応について助言すること。 ６　浄化槽清掃業者との連携を図ること。

新	旧（意見公募時原案）
7　行政機関又は関係団体が主催する研修、講習の受講等により、浄化槽に関する専門的知識、技術の向上等を図ること。 8　浄化槽管理者と保守点検契約を締結した場合は、浄化槽管理者の了解を得た上で浄化槽保守点検契約済証（例示様式第２号）を浄化槽の設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。 9　ＢＯＤ検査を推進するため、保守点検条例第９条第１項の規定により置く浄化槽管理士に対し、指定検査機関が実施する嘱託採水員講習会を受講させるなど、ＢＯＤ検査を実施できる体制を整えること。 10　一括契約を積極的に推進すること。 11　保守点検の実施状況に関し、県が実施する調査等について、電子媒体により報告すること。	7　行政機関又は関係団体が主催する研修、講習の受講等により、浄化槽に関する専門的知識、技術の向上等を図ること。 8　浄化槽管理者と保守点検契約を締結した場合は、浄化槽管理者の了解を得た上で浄化槽保守点検契約済証（例示様式第２号）を浄化槽の設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。 9　ＢＯＤ検査を推進するため、条例第９条第１項の規定により置く浄化槽管理士に対し、指定検査機関が実施する嘱託採水員講習会を受講させて、ＢＯＤ検査を実施できる体制を整えること。 10　一括契約を積極的に推進すること。 11　保守点検の実施状況に関し、県が実施する調査等について、電子媒体により報告すること。